

## 日帰り人間ドックの受診者を追加募集します

### 受診対象者

- ・阿南市国民健康保険被保険者で平成23年4月1日から継続して加入している方。
- ・国民健康保険税を完納している（過年度分の滞納がない）世帯の方。
- ・申し込み時、満30歳以上で、受診時満74歳以下の方。また、今年度特定健診を受診される方のご遠慮願います。

**個人負担額** 受診者1人につき13,000円

**募集定員** 90人程度（募集定員を超えた場合は抽選となります）

### 受診場所・受診期間

- ・阿南医師会中央病院 平成24年1月～2月 男性のみ（消化管検査は胃カメラ検査となります）
- ・岩城クリニック 平成23年8月～平成24年3月
- ・玉真病院 平成23年8月～平成24年3月

**申込方法** はがきに郵便番号・住所・氏名・生年月日・電話番号・保険証の記号番号を明記のうえ、次のところへ郵送してください。7月11日(月)消印有効です。

**申込み先** 〒774-8501阿南市富岡町トノ町12番地3 阿南市保険年金課人間ドック担当 宛  
**問い合わせは** 保険年金課（☎22-1118）へ

## 国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の皆様へ

### ▼限度額認定証の更新時期です

現在お持ちの認定証の有効期限は7月31日(日)です。8月以降も認定証が必要な方は、交付申請手続きをしてください。手続きは、国民健康保険加入者の方は保険年金課で、後期高齢者医療制度加入者の方はながいき課で、それぞれ手続きしてください。

**受付開始** 7月1日(金)～

**申請に必要なもの** 被保険者証、印鑑

※住民税非課税世帯の方は、入院時の領収書または証明書が必要な場合があります。

### ▼入院時の自己負担限度額等の支払いについて

70歳未満の方は、入院時に「限度額認定証」を医療機関の窓口に表示することで、医療費（1カ月ごと）の支払金額が、自己負担限度額までで済みます。また、住民税が非課税世帯の場合は、食事代も合わせて減額されます。

70歳以上の国民健康保険加入者および後期高齢者医療制度に加入されている方で、住民税非課税世帯の場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を表示することで、入院時の自己負担限度額や食事代が減額されます。

### ▼後期高齢者医療被保険者証を8月に更新します

現在お持ちの「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31日(日)です。8月1日(月)以降は使用できませんのでご注意ください。

なお、新しい被保険者証（緑色）を7月中に送付いたします。新しい被保険者証の裏面に臓器提供意思表示欄が設けられましたので、記入にご協力ください。

**問い合わせは** 国民健康保険に関することは、保険年金課（☎22-1118）へ  
後期高齢者医療に関することは、ながいき課（☎22-8064）へ